

ISSFドレスコード（ガイドライン） 射手の服装に関するルールISSF6 4 2.1の説明

ISSFルール6 4 2.1：公式行事の参加者として適切な服装で射場に現れることは競技者の責任である。このことはジュリーによって管理されなければならない。迷彩生地の上着は禁止される。

全てのスポーツは自身が大衆やメディアに提供するイメージに影響を受ける。特にオリンピックスポーツでは、競技者がアスリートとしてみられるか、役員がプロフェッショナルとしてみられるかによって判断をされる。射撃のスポーツとしての成長の可能性とオリンピックムーブメントにおけるその将来の地位は、アスリートや役員が大衆やメディアにどのように映るかによって大いに影響を受ける。

IOCやメディアの役員の協力のもとにISSFリーダーたちが下した最近の評価では、試合中や表彰式で射手が着用する服装に関して問題点を見出している。特に問題なのはピストルやショットガンの射手が本選やファイナルの試合中に着ているブルージーンズやほつれた切り口の短パンである。また、表彰式において一見して所属国射撃協会や所属国オリンピック委員会のものではないと分かる服装で当然のように参加する件もある。

服装規定

この問題を提起し、良い変革を成し遂げるために、ISSF理事は、2010年当初から適用するルール6 4 2.1を説明する以下のガイドラインを定める。

- 1．国際大会において、練習、予選、本選、ファイナルと表彰式で競技者が着用する全ての服装は適切なものが着用されなければならない。全ての服装はオリンピックスポーツにおける競技者としての射撃アスリートの良いイメージを伝えなければならない。
- 2．表彰式やその他のセレモニーでは、アスリートは公式ユニフォームまたは公式トレーニングウェア（上下は練習やウォームアップ用のユニフォームでスポーツ靴を履く）の着用を要求される。団体戦ではチームメンバーは同じナショナルユニフォームを着用しなければならない。（6.17 5 5）

3．ピストル競技者はルール8 4 5に記載されたピストル服装規定に従わなければならない。

4．ショットガン競技者 略

5．ライフル競技者はルール7 4 6に記載されたライフル服装規定に従った射撃ジャケットと射撃ズボンを着用しなければならない。

6．ISSFピストル、ショットガン服装規定が意図するところは、競技会における射手は国、NOC、NFの色やエンブレムを含んでいたり付いているスポーツタイプの服を着なければならないということである。競技中に着用する適切な服装はNFやNOCが支給したトレーニングスーツ、トラックスーツ、ウォームアップユニフォームなどが含まれる。

7．競技中や表彰式で着用が禁止される衣服はブルージーンズ、ジーンズまたはスポーツに適さない色の似たようなズボン、カモフラージュ柄の衣服、ノースリーブのシャツ、短すぎる短パン、ほつれた切り口の短パン、全てのタイプのサンダル、つぎあてや穴のあいているズボン、スポーツに適さないまたは不適切なメッセージの書かれた短パンやズボンが含まれる。(6.10.1参照)

8．衣服の着替えは指定された場所で行わなければならない、競技場内では禁止される。

9．全ての服装は、メーカーおよびスポンサーマークに関するISSF参加資格およびスポンサーシップルールに従っていないといけない。

10．原則として、ISSFドレスコードはISSFジュリーや射場役員やショットガンレフリーを含む各国の技術役員にも適用される。競技会の期間中、これらの役員は禁止された服装を着用することはできないし、公式のユニフォームまたは適切な服装を着用しなければならない。

施行手順

ISSF用具検査、ショットガン、ピストル、ライフルジュリーはISSF服装規定およびISSF服装規定のこの説明を守らせる責任がある。

2010年のWCでは、ISSFジュリーは違反に関して口頭警告を与える。ジュリーは与えた全ての警告の射手の名前、所属国協会、具体的な違反の記録を残しておく。ISSFテクニカルデレゲートはISSF本部にこの情報を送付する。ISSF本部は警告を受けたアスリートが多いNFがこれらの違反を正すことを促すように要求をする。

2010年の世界選手権から、ISSFジュリーは1回目の違反から違反を正すことを求める文書警告を与える。文書警告を受けたアスリートが服装違反を正す（服装を換える）ことがない場合失格となる。ジュリーは用具検査や練習中に通常の警告を与える。ジュリーはもし着替えのための十分な時間がない場合、着替え前に競技者に事前練習シリーズやステージ（ショットガンと25mピストル）をする許可を与えることができる。いかなるアスリートも本選またはファイナルの競技に不適切なまたは禁止された衣服を着たままで参加することは許されない。

ISSFドレスコード 国内規定（ガイドライン） 射手の服装に関するルールISSF6 4 2 .1国内規定の説明

【経緯】

ISSFにおいては、2009年1月よりドレスコードを改正し、適用しているところであるが、当協会においては、適用の範囲等が明確にされていないことから適用を見送ってきたところであるが、WC等に派遣したジュリーよりドレスコードの適応状況について情報が得られたことから、国内におけるドレスコードの適応範囲を定め、実施することとした。

なお、適用に関して当協会では、ISSFドレスコードの趣旨と、日本国内の競技環境等を勘案して、次の運用を行うこととした。

1．対象となる競技会は、公認競技会の格付規程に定めるグレード1、グレード2、格上グレード3の競技会とする。

2．適用範囲は、射座、役員通路、表彰会場とする。

開始時期は、平成23年4月1日とする。ただし、平成24年3月31日までは、当該選手等に対して趣旨を説明し、服装違反を正すように指導したうえで、競技会参加を認める。

3．競技中や表彰式で着用が禁止される衣服はブルージーンズ、またはスポーツに適さない色の似たようなズボン、カモフラージュ柄の衣服、ノースリーブのシャツ、短すぎる短パン、ほつれた切り口の短パン、全てのタイプのサンダル、つぎあてや穴のあいているズボン、スポーツに適さないまたは不適切なメッセージの書かれた短パンやズボンが含まれる。なお、チノパンツ、ブルー以外の色のジーンズについては当面の間は可とする。（6.10.1参照）

4．原則として、ISSFドレスコードは当協会の公認する競技会のジュリーや射場役員を含む技術役員にも適用される。競技会の期間中、これらの役員は禁止された服装の着用は認められない。公式ユニフォームまたは適切な服装を着用しなければならない。

H23.11.26

役員公式ユニフォームについてのガイドライン

「服装に関するルール ISSF6.4.2.1 国内規定」の4項で定める、公式ユニフォームの具体的な内容は以下のとおりとする。

協会主催の競技会にジュリーや役員として出役する際のドレスコードとして適用する。

上着	紺または黒のブレザー
スラックス	グレーのスラックス
ネクタイ	協会指定のネクタイ
エンブレム	協会指定のエンブレム
バッジ	協会バッジ

ただし、夏季並びに業務の都合上、上記服装では支障がある場合は、主催者作成のポロシャツやTシャツを着用しても差し支えないものとするが、開閉会式や代表者会議ならびに表彰式に参列する際は公式ユニフォームとする。

以上

競技運営に関する国内規定ルール6 4 .10 2 (ガイドライン)

競技会での銃砲所持許可証他の取扱についての国内規定の説明

国内規定 6 4 .10 2 : 競技会に参加する射手は、会員証、銃砲所持許可証、火薬類譲受許可証、射手手帳を持参しなければならない。使用する銃器、弾薬は日ラ検定済みのものとする。に対しての、ガイドラインを以下に定める。

- 1 . 競技会開催時に実施される検査において必要とされる物は次のとおりとする。

銃砲所持許可証

銃砲所持許可証、年少射撃資格者の場合は、年少射撃資格認定証と年少射撃監督者の銃砲所持許可証の両方、省庁銃については所属長の発行する携帯証明書

年少射撃監督者が自身の指導用空気銃、指導用空気けん銃を使用して競技会に参加することは認めない。

猟銃等製造事業の許可、猟銃等販売事業の許可による銃砲を使用しての競技会参加は認めない。

日ラ会員証

日ラ会員証を忘れた場合は、当該選手の所属する加盟団体の責任者による確認が取れた場合については、競技会参加を認める。

射手手帳

射手手帳を忘れた場合は、注意したうえで、競技会参加を認める。

火薬類譲受許可証

火薬類譲受許可証を忘れた場合は、注意したうえで、競技会参加を認める。